

令和4年度 町会・自治会振興特別委員会 運営方針

1 調査の目的

町会・自治会の加入促進及び活動活性化に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ)「すみだ」の地域力を担う町会・自治会に対して具体的な支援策を

(内 容)

当委員会では、標記のテーマの下、令和2年度から、より多くの区民等の意見に耳を傾け、町会・自治会が抱える課題を整理し、区として町会・自治会をどう位置付け、どのような支援が適正かを見極めた上で、実効性のある支援策の構築を模索することとしている。令和3年度は、町会・自治会との意見交換会や活発な委員間討議を通じて、「すみだ」の地域力を担う町会・自治会とは、「住民自治の柱として地域コミュニティの中心を担う、区政運営において重要な団体」であり、「町会・自治会における広報、啓発、加入促進といった公共性の高い活動については、財政面も含めて必要な支援を講じていくことは当然である」との認識で本委員会において合意形成が図られたところである。

そこで、今年度、本委員会では、これまでの2年間の活動内容等を踏まえ、町会・自治会が抱える課題解決のため、墨田区協治（ガバナンス）推進条例、墨田区集合住宅条例等に基づく支援実施や、町会・自治会振興に関する新たな条例の制定又は既存条例の一部改正等の可能性について充実した協議を行い、具体的な支援策の構築を目指し調査検討を進めていくこととする。

3 調査期間及びスケジュール

6月 本特別委員会の運営方針について

7月 区の既存施策等の確認

8月 条例の制定又は既存条例等の見直しの可能性について検討
委員間討議

9月
↓
条例又は政策（以下「条例等」という。）（案）作成に向けた勉強会の実施
委員間討議

11月 条例等（素案）の作成

12月 パブリック・コメント等

1月 条例等（案）の作成

2月 2月議会に提出（政策提案の場合、提言書等を委員会において決定し、執行機関へと送付）

3月 委員会活動報告を作成

4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			
議会基本 条例関連	1 3 条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
	1 4 条	区民等との意見交換会等	
		条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	2 0 条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	○
	2 3 条	委員会における研修会	

概要

1 委員間討議

具体的な支援策を検討・提案するため、積極的な委員間討議を行い、委員会として全会一致での合意形成を目指す。

2 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

これまでの2年間の活動内容を踏まえ、町会・自治会活動の活性化を促進していくため、既存条例の見直しや条例制定の可能性等も視野に入れ、実効性ある支援策の構築を目指す。

3 議会のパブリック・コメント

条例案を提出する場合は、議会のパブリック・コメント手続を実施し、区民等の意見を反映していく。

調査の過程において、学識経験者等から知見を伺う必要が生じた場合に実施する。

* 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。